

山鹿市条例第29号

山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山鹿市条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、省令に規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）と同一とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 家庭的保育事業者等及び家庭的保育事業所の管理者は、山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号又は第2号に掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。